

## 令和7年度第4回評価委員会の開催趣旨

### 1 議題

「公立大学法人青森県立保健大学第四期中期計画（案）」について

### 2 公立大学法人青森県立保健大学第四期中期計画について

今年度は、第三期中期目標及び中期計画の期間（令和2～7年度）の最終年度であることから、県では、昨年12月8日付で第四期中期目標を策定し、同月10日付で県から法人に対して指示したところです。

法人は当該中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画を作成し、設立団体の長（青森県知事）の認可を受けなければならないとされており、また、設立団体の長（青森県知事）は認可しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聞かなければならないとされています。

今回の評価委員会では、法人が作成する第四期中期計画（案）について、適宜、保健大学及び県へのヒアリングを行い、第四期中期目標（案）について、委員から意見をいただくものです（後日、評価委員会の意見を取りまとめ、意見書を県へ提出）。

なお、令和5年度の地方独立行政法人法の一部改正により、中期計画に「中期目標を達成するため取るべき措置の実施状況に関する指標」を追加することとされたところであり、公立大学法人青森県立保健大学では、令和8年4月1日を始期とする第四期中期計画から「指標」を追加することとなっています。

### 3 意見いただきたい事項（検討の視点）

県の中期目標を達成するための計画としてより良いものとするため、以下の視点からご意見をお願いします（後日、意見の内容を意見書としてとりまとめ県に提出）。

- ① 中期目標に沿っているか。
- ② 計画の内容として適切か。
- ③ 設定する指標は妥当か。
- ④ 表現が適切か（より良い表現はないか）。

なお、本日は、論点整理資料として、事前にいただいた意見に対して、大学側の考え方が示された資料を配布しています（「資料3」）。

#### 【参考】今後のスケジュール

県では、本日いただいた意見を踏まえ、第四期中期計画の認可手続きを進めていくこととしています。

時 期	内 容
令和8年2月17日	第4回評価委員会
	(終了後) { ・(評価委員会) 県へ意見書提出 ・(保健大学) 中期計画(案)を適宜修正
～2月末	第四期中期目標の認可申請(法人→県)
～3月末	県認可、法人公表